

薬第1231号
平成25年10月15日

各関係課長様

薬事衛生課長
(食品衛生グループ)

社会福祉施設における食中毒及び感染症予防対策の徹底について（通知）

この度、県内の社会福祉施設において、カンピロバクターを病因物質とする食中毒が発生しました。今後ノロウイルスの流行時期とも重なることから、社会福祉施設における食中毒及び感染症予防対策の徹底について、下記の点について留意の上、貴課関係施設に対する周知をお願いいたします。

なお、調理従事者を対象とする食品衛生及び感染症予防対策に関する講習会の実施については、最寄りの保健所に相談いただきますよう、よろしくお願いします。

記

- 1 調理従事者、職員、施設利用者の健康観察の徹底
- 2 調理従事者、職員、施設利用者の手洗い（洗浄・消毒）の励行
- 3 調理に当たっては、十分に加熱するとともに、調理後は速やかな喫食
- 4 調理従事者が胃腸炎症状を呈している場合は、調理業務に従事しないことの徹底
- 5 調理従事者の家族に感染性胃腸炎の症状がある場合は、職場で対応を決めておくこと
- 6 食中毒予防の三原則の徹底（別紙参考資料参照）
- 7 施設関係者で嘔吐、下痢などの胃腸炎症状を呈する者が多数発生した場合は、できるだけ早い医療機関の受診勧奨と早めの保健所への相談

（問い合わせ）
薬事衛生課食品衛生グループ
電話 0852-22-5264